

# 狩猟で来道される方へのお願い!!


日本各地で**豚熱の感染が拡大**しています!!

- 豚熱に感染した野生イノシシが生息する山では、土や水辺などがウイルスで汚染している可能性があります。
- 本州で狩猟に使用した長靴や解体用ナイフ等には、豚熱ウイルスが付着している可能性があります。

**北海道で豚熱の発生はありません!!**  
**本州から道内へ豚熱を持ち込まないよう**  
**泥落とし、洗浄の徹底をお願いします!!**

 イノシシが山中の土などを  
ウイルスで汚染!!



 狩猟で使った道具や車両も  
ウイルスで汚染!!



長靴

解体用  
ナイフ

オレンジ  
ベスト

車両  
タイヤ

**STOP!!豚熱!!**



**泥落とし!!**  
**洗浄!!消毒!!**



# 北海道へ転飼する養蜂家の方へ お願いいたします!!



## 日本各地で豚熱の感染が拡大しております。

- ▶ 感染拡大の大きな要因として、**豚熱**に感染した野生のイノシシが山を移動することにより、ウイルスを運んでいることがわかっております。
- ▶ **豚熱ウイルス**は、**野生イノシシが触れた土**などが、物に付着して運ばれる恐れがあります。

つきましては、北海道で豚熱の発生を防ぐためにも、北海道へ転飼する際には、本州の山中で使用した**長靴**や**巣箱**、山へ入った車の**タイヤ**から、**泥**をよく落としてください。

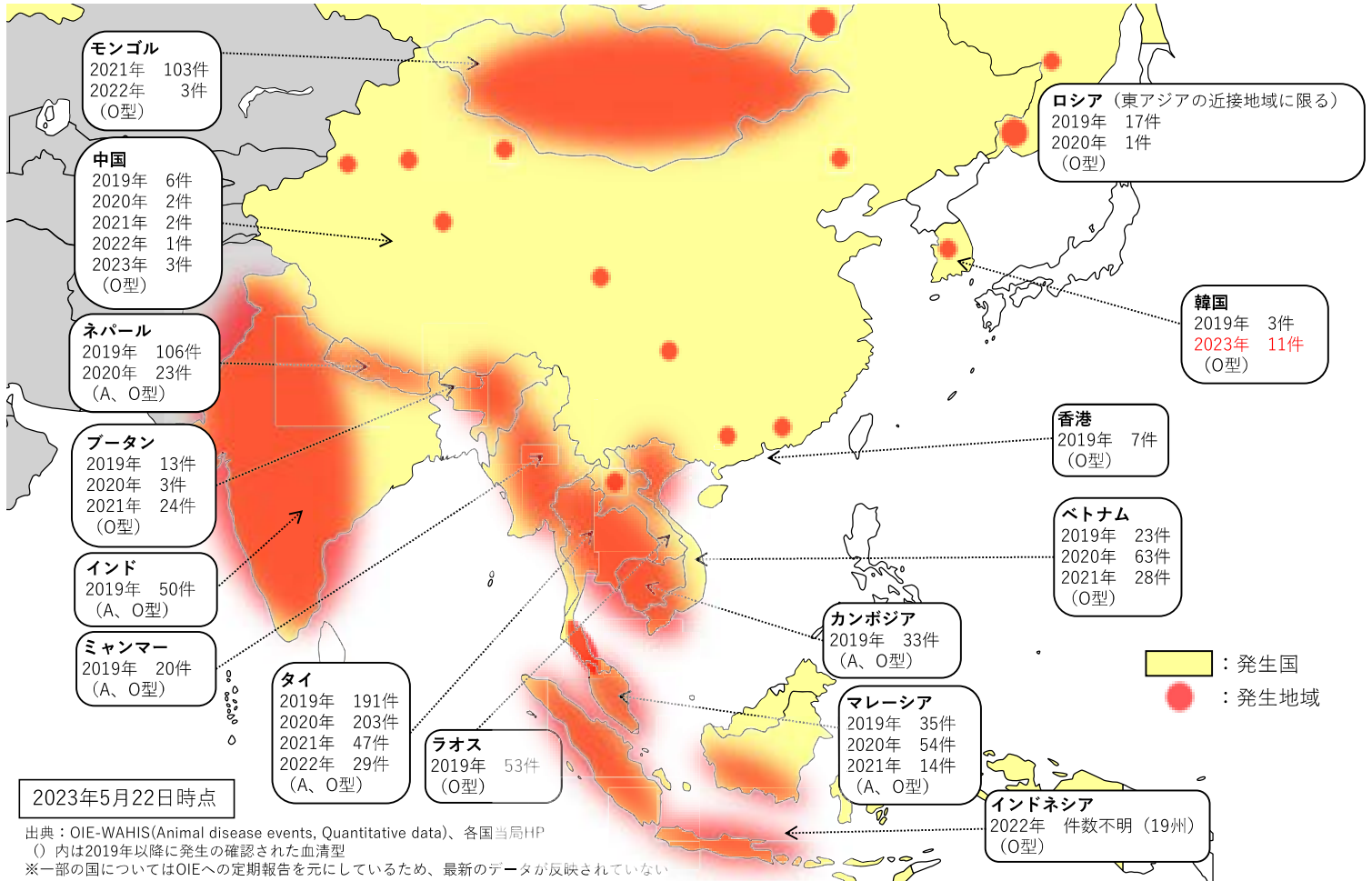
イノシシが運んだ土に  
ウイルスがいる可能性  
があります!



土をよく落として  
ください!

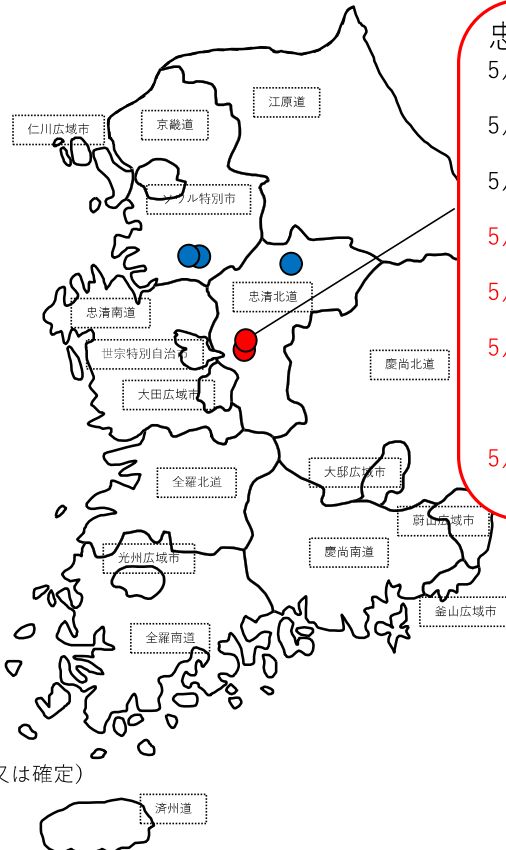


# アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）



## 韓国における口蹄疫の状況（2023年5月以降）

	発生日	場所	動物種	頭数
1	'23/5/10	忠北 清州市	牛	216
2	'23/5/10	忠北 清州市	牛	166
3	'23/5/10	忠北 清州市	牛	68
4	'23/5/11	忠北 清州市	牛	50
5	'23/5/12	忠北 清州市	牛	45
6	'23/5/14	忠北 曾坪郡	牛	398
7	'23/5/15	忠北 清州市	牛	186
8	'23/5/16	忠北 清州市	牛	267
9	'23/5/16	忠北 曾坪郡	羊	98
10	'23/5/16	忠北 清州市	山羊	61
11	'23/5/18	忠北 清州市	牛	94



**忠清北道（11件）**  
 5月10日（確定日は11日）  
 清州市 牛：3件（O型）  
 5月11日  
 清州市 牛：1件（O型）  
 5月12日  
 清州市 牛：1件（O型）  
 5月14日  
 曾坪郡 牛：1件（O型）  
 5月15日  
 清州市 牛：1件（O型）  
 5月16日  
 清州市 牛：1件（O型）  
 山羊：1件（O型）  
 曾坪郡 牛：1件（O型）  
 5月18日  
 清州市 牛：1件（O型）

注：日付はOIE報告の発生日  
 ただし、OIE未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）  
 とし、件数の後に※マークを記載  
 頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

●：2023年発生地点  
 ●：2019年発生地点（参考）

2023年5月22日（13:30）時点  
 農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部  
 OIE



# 韓国で口蹄疫が発生!

今一度、発生予防を徹底しましょう!

2023年5月、韓国で2019年以来4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、国内への本病の侵入リスクは依然として高く、予断を許さない状況です。

## 発生予防を徹底!

- 農場の出入口に看板等を設置し、**関係者以外の立入を制限する。**
- 従業員も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これら国の**農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにする。**
- 畜舎の出入口に**専用の靴や踏込消毒槽等を設置する。**
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒する**とともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底する。**

## 早期発見! 早期通報!

口蹄疫は、牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴。



畜 産 第 5 5 9 号  
令和 5 年（2023年） 6 月 9 日

公益社団法人 北海道観光振興機構会長 様  
一般社団法人 北海道体験観光推進協議会代表理事 様  
酪農教育ファーム 北海道推進委員会委員長 様  
北海道旅客船協会会長 様

北海道経済部観光振興監  
北海道農政部食の安全推進監

来道外国人観光客に対する家畜飼養農場・施設における飼養衛生管理  
基準の遵守への協力について

日ごろより、本道の観光産業の振興に、御理解と御尽力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、近隣諸国では、口蹄疫やアフリカ豚熱等の海外悪性伝染病の発生が継続して確認されており、特に口蹄疫に関しては、令和 5 年 5 月に日本と地理的に近く人的交流も多い韓国での発生が確認されているところであり、このような家畜の海外悪性伝染病は、物や人の移動等を介し、国境等を越えてまん延を続けています。

このような中、新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）により国内への入国者数が急増していることや、入国者が携帯品として違法に持ち込もうとした肉製品から海外悪性伝染病の病原体が検出された事例も報告されていることなどから、これらの疾病の国内への侵入が危惧されています。

各家畜飼養農場（観光牧場や展示動物飼育施設を含む）においては、家畜伝染病の侵入防止のため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準の遵守義務があります。この基準においては、農場等へ立ち入る訪問者に対する遵守事項が定められており、畜産関係者だけでなく、体験観光等で農場等を訪れる方々の御理解・御協力を欠かすことができません。

つきましては、本道における家畜の海外悪性伝染病の発生防止を図るため、来道外国人観光客向けの旅行や催し物等への対応にあたりましては、参加者等に対し、下記について注意喚起いただくよう、貴機構（協議会・委員会）各構成員への周知をお願いします。

記

- 1 家畜飼養農場へは必要がない限り立ち入らない。  
（やむを得ず立ち入る場合は、農場等が定めるルールに従う）
- 2 空港等で実施されている靴底消毒等の取組に協力する。
- 3 許可なく国内に肉製品等を持ち込まない。

連絡先  
生産振興局畜産振興課家畜衛生係  
電話：011-204-5441（ダイヤルイン）  
観光局観光振興課観光政策係  
電話：011-204-5302（ダイヤルイン）

## 入国者に対する注意喚起に係る参考資料

### 1 口蹄疫に関する情報（北海道）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/fmd2.html>

（掲載情報の一例）

- 注意喚起ポスター
- 侵入防止リーフレット
  - ・ 日本語、英語、韓国語、中国語、台湾語、ロシア語



### 2 海外から日本の農場に来る方への情報（農林水産省）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyouu/jisshusei.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyouu/jisshusei.html)

（掲載情報の一例）

- 海外からの肉製品などの持ち込みについて
- 飼養衛生管理基準の周知のためのポスター
  - ・ 日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語
- 飼養衛生管理基準ガイドブック
  - ・ 英語、ベトナム語



### 3 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために（動物検疫所）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

（掲載情報の一例）

- 畜産物の日本への違法な持込みの防止
- 広報資料（リーフレット、ポスター等）



# 高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

## 発生農場の防疫

### 通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



### 患畜・疑似患畜の殺処分

- 炭酸ガスを使用



### 汚染物品処理



- 埋却、発酵消毒、一定期間封じ込め等

### 埋却



### 消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

## 農場防疫措置完了

約1週間後

### 消毒(2回目)

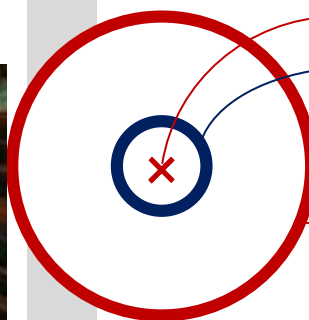


約1週間後

### 消毒(3回目)

## 制限区域の防疫

### 移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径3km) 家きんの生体・死体・鶏卵排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径10km) 家きんの生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

\* 低病原性鳥インフルエンザにあつては移動制限区域は半径1km、搬出制限区域は半径5km

### 消毒ポイントの設置



### 発生状況確認検査

- 移動制限区域の全農場(100羽以上)に立入検査
- \* 低病原性鳥インフルエンザにあつて移動制限区域及び搬出制限区域内
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査

発生状況確認検査陰性

### 清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から10日経過後
- 移動制限区域の全農場(100羽以上)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査

清浄性確認検査陰性

### 搬出制限区域(半径3~10km)解除

- 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

### 移動制限区域(半径3km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了



# 豚熱・アフリカ豚熱の防疫対応について

## 発生農場の防疫

### 通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



### 患畜・疑似患畜の殺処分



- 薬殺、電殺、炭酸ガス(子豚)等

### 汚染物品処理



- 埋却、発酵消毒、一定期間封じ込め等

### 埋却



### 消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

## 農場防疫措置完了

約1週間後

### 消毒(2回目)

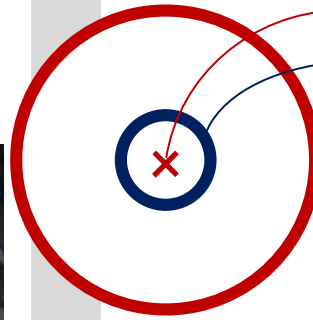


約1週間後

### 消毒(3回目)

## 制限区域の防疫

### 移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径3km) 豚の生体・死体・排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径10km) 豚の生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

### 消毒ポイントの設置



### 発生状況確認検査

- 移動制限区域の全農場(6頭以上の豚・いのし)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査



発生状況確認検査陰性

### 清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から17日(アフリカ豚熱は11日)経過後
- 移動制限区域の全農場(6頭以上の豚・いのし)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査

清浄性確認検査陰性

### 搬出制限区域(半径3~10km)解除

- 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

### 移動制限区域(半径3km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から28日(アフリカ豚熱は22日)経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了



# 口蹄疫の防疫対応について

## 発生農場の防疫

### 通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



### 患畜・疑似患畜の殺処分



- 薬殺、電殺、ガス(子豚)等

### 汚染物品処理



- 埋却、堆肥化、一定期間封じ込め等

### 埋却



### 消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

## 農場防疫措置完了

約1週間後

### 消毒(2回目)

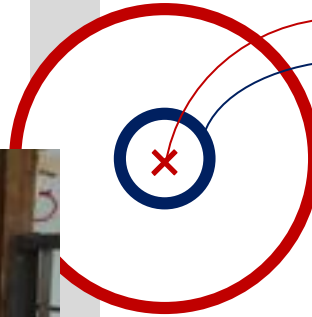
約1週間後

### 消毒(3回目)



## 制限区域の防疫

### 移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径10km)  
家畜の生体・死体・排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径20km)  
家畜の生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

### 消毒ポイントの設置



### 発生状況確認検査

- ① ただちに、移動制限区域内の全農場に電話により異状の有無を確認
  - ② 半径1km円内の全農場、移動制限区域内の大規模農場の立入検査、(臨床検査、抗体検査、抗原検査)
  - ③ ②の検査に続いて、移動制限区域内の全農場の立入検査(臨床検査)  
②を実施した農場は除く
- \* 立入検査の対象は牛、6頭以上の豚・いのしし・めん山羊を飼養する農場

発生状況確認検査陰性

### 清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から10日経過後
- 移動制限区域の全農場(牛、6頭以上の豚・いのしし・めん山羊)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査

清浄性確認検査陰性

### 移動制限区域(半径10km)解除

### 搬出制限区域(半径10~20km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了

# 北海道家畜伝染病防疫対策要綱抜粋 (P27-31)

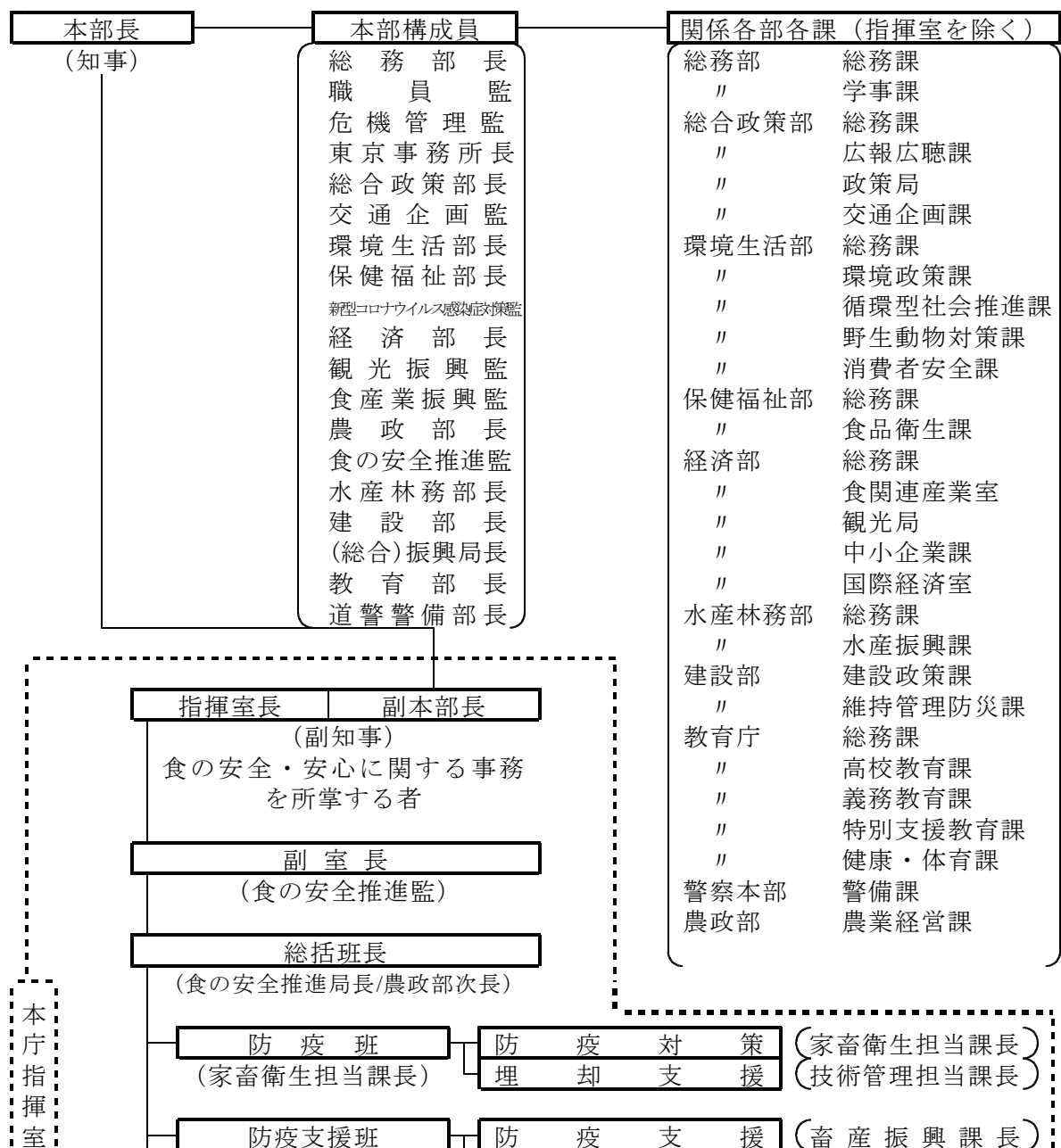
## 第2章 防疫の概要

### V 発生時の関係各部各課の役割

関係各部各課の役割は、北海道家畜伝染病対策本部設置要領や、各（総合）振興局で定める設置要領等によるが、原則、次のとおりである。なお、具体的な作業手順は、防疫マニュアルを参照する。

#### 1 本庁等

(1) 本庁対策本部の組織は次のとおりである。



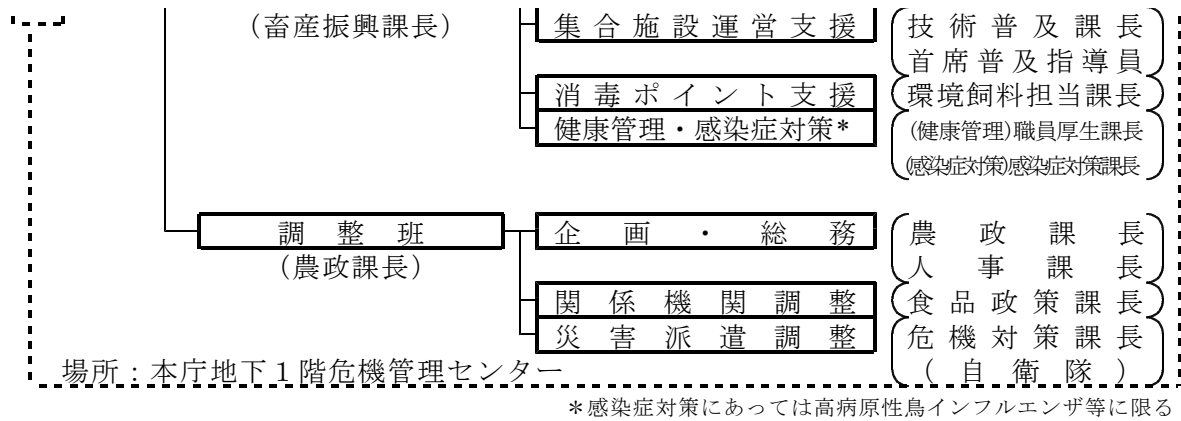


図5 本庁対策本部組織構成

(2) 本庁対策本部の所掌事務は次のとおりである。  
 なお、本庁各課は、管轄する局の各課と連携し、後方支援に万全を期すこと。

表3 本庁対策本部の主な所掌事務

総務部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。庁内全体における総合調整を行う。防疫措置などに要する予算を確保する。庁舎等の営繕関係（道所有不動産の利用、庁舎内の電源、電話回線等）の調整を行う。
	学事課	私立学校における幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための指導を行う。私立学校における家畜等及び飼育動物飼育施設の飼育状況の再確認を行う。異常家畜等確認時の連絡体制を整える。終息宣言後の家畜等及び飼育動物飼育の指導を行う。
	人事課*	防疫作業員の動員調整を行う。
	危機対策課*	災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。
	職員厚生課*	職員の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う。
総合政策部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	広報広聴課	報道各社との連絡調整を行い、プレスリリースや記者会見の対応を行う。また、道民への情報提供を行う。
	政策局	全庁的な政策調整及び企画関係を行う。
	交通企画課	運輸交通に係る総合調整を行う。
環境生活部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	環境政策課	埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等の水質検査の調整を行う。
	循環型社会推進課	埋却等に係る助言を行う。埋却場所周辺の公共用水域、地下水及び湧水（以下「公共用水域等」という。）の水質検査の調整を行う。
	野生動物対策課	環境省と連携した野生鳥獣生息調査や飼育動物の飼養に係る相談対応を行う。
	消費者安全課	消費者への情報提供、消費者の相談対応を行う。



保健 福祉部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	感染症対策課*	防疫作業員等の感染予防及びまん延防止対策を行う。
	食品衛生課	畜肉・鶏肉・卵の流通状況確認、と畜場、食鳥処理場等への情報提供、不足する獣医師職員派遣を行う。
	障がい者保健福祉課	防疫作業員（道職員以外）の精神的ストレス管理に係る相談対応を行う。
経済部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	食産業振興課	食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供、相談対応を行う。
	観光振興課	観光関係団体に対する情報提供、相談対応を行う。
	中小企業課	関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融対策を行う。
	国際経済室	発生が拡大している東アジア、中国関係への渡航の注意喚起を行う。
水産	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば担当課へ連絡する。
林務部	水産振興課	漁協等関係団体に対する環境保全関係の相談窓口対応を行う。
建設部	建設政策課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	維持管理防災課	道道に消毒ポイントを設置する場合、申請された占用手続きについて対応を行う。
教育庁	総務課	庁内における連絡調整を行い、必要であれば担当課へ連絡する。
	高校教育課	高校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	義務教育課	小・中学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	特別支援教育課	特別支援学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	健康・体育課	児童、生徒の感染防止など健康教育関係の事務を行う。
警察本部	警備課	北海道警察本部内における連絡調整を行う。発生農場周辺のパトロールに係る調整を行う。消毒ポイントの設置に係る道路使用許可関係、車両誘導に係る連絡調整を行う。
農政部	農政課*	現地へのバスの手配及び人的支援や本庁対策本部の運営、指揮室の設置を行う。
	畜産振興課*	防疫対策の総合調整や現地への物的支援を行う。
	食品政策課*	本庁対策本部の支援や関係機関・団体等との連絡調整を行う。
	事業調整課*	埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。
	技術普及課*	現地の集合施設の運営や受入の対応を行う。
	農業経営課	畜産農家に対する金融対策補助事業に係る相談対応、事務を行う。

\*：本庁指揮室の構成員

表 4 本庁指揮室の主な所掌事務

指揮室長	本庁指揮室全体を統括する。また、防疫計画の承認及び重要な計画変更事項を承認する。
副室長	指揮室長を補佐する。
総括班長	防疫対策の総括を行うとともに、現地への支援の承認を行う。
防疫班	班長（家畜衛生担当課長）：防疫対策の総合調整を行う。 畜産振興課家畜衛生係：防疫対策の総合調整、動物衛生課との連絡調整を行う。 農政部事業調整課：埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。
防疫支援班	班長（畜産振興課長）：現地への物的支援、進捗状況の情報共有を行う。 畜産振興課酪農振興係・牛乳乳製品係・肉牛振興係：（総合）振興局指揮室との連絡調整や防疫資材の供給調整を行う。 技術普及課：現地の集合施設の設営・運営や現地受入の支援を行う。 畜産振興課畜産環境係：消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。 職員厚生課：職員の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う。 感染症対策課：防疫作業員等の感染予防及びまん延防止対策を行う。
調整班	班長（農政課長）：現地への人的支援、本庁対策本部の運営を行う。 農政課及び人事課：本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。 食品政策課：本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関・団体等への連絡調整を行う。 危機対策課：災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。

指揮室各課及び各係の具体的な作業手順は防疫マニュアル参照